

求人者・求職者の皆様へ（取扱職種の範囲等の明示書）

職業安定法 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

株式会社アミークス長崎

許可番号(42ーユ－300116)

- 取扱職種の範囲等

職種は全職種

- 地域は日本国内とします。
- 手数料について

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	円 手数料負担者は とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は設けておりません。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 円 活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は とします。

● 返戻金について

有料職業紹介業者は、返戻金制度を設けることが望ましいとされていることから、弊社では以下の通り返戻金制度を設けております。

株式会社アミークス長崎の紹介により就職した者が、入社後以下の期間において、本人の都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

入社後1ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の95%
入社後1ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の50%
入社後3ヶ月以上6ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の10%

ただし、非常勤雇用で採用した場合などは、この返戻金制度は適用いたしません。また、求人者と締結する『有料職業紹介に関する基本契約書』により別の定めをする場合がございます

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します

苦情申出先： 職業紹介責任者 荒木 信生

連絡先 (090-5926-3029)

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程総則」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲及び、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者荒木信生とする。

第2条 職業紹介責任者は、職業紹介責任者は、少なくとも 5年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第3条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者荒木信生とする。

以上

改定 2024年12月17日